

災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の  
緊急的な災害対策支援に関する協定書

愛知県(以下「甲」という。)と社団法人日本建設業連合会中部支部(以下「乙」という。)とは災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、県内に暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象に因り生ずる被害(以下「災害」という。)が発生し、愛知県建設部が管理する公共土木施設が被災した場合などにおいて、緊急的な応急対策の支援に関し人員・資機材等の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

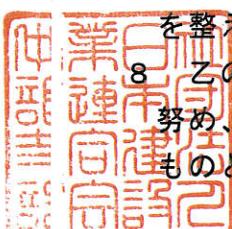
(応急措置の手続き等)

第2条 甲は、管理する公共土木施設に被害が発生するなど、必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙の会員を特定し、様式第1号の出動要請書により出動の要請を行うものとする。

- 2 甲は乙の会員に出動の要請を行った際、その状況を乙に通知するものとする。
- 3 乙の会員は、甲からの出動要請に応じる場合は、様式第2号により甲に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに当該災害に関する応急措置を実施するものとする。
- 4 前項の応急措置は、被災箇所の応急対策等の業務をいう。
- 5 甲は、乙の会員を特定する際に使用可能資機材の状況、派遣可能人員に関する情報等を必要に応じて、様式第3号により乙に求めることができる。
- 6 乙は、乙の会員への連絡体制及び会員が有する建設機材の数量及び作業員の員数について第5条に基づき協定の期間を延長した場合、毎年、6月末までに甲に報告するものとする。
- 7 甲と乙は、緊急時の連絡体制を整えるとともに、乙の会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 8 乙の会員は、業務を迅速に実施できるよう、建設資機材及び必要な人員の確保に努め、第5項の報告に大幅な変更が生じた場合は乙を通じて速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第3条 甲は、乙の会員に出動要請し、乙の会員が応じたときは、遅延なく契約手続きを進めるものとする。



(応急措置の特例)

第4条 甲は、愛知県境付近での災害の対応として特に必要と判断した場合、乙の会員に県外への出動要請を行うことができるものとする。

(有効期限)

第5条 この協定の期間は、協定締結日より平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第6条 応急措置の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、乙の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成 25年 3月 21日

甲 愛知県  
代表者  
愛知県知事

大村秀章

乙 社団法人日本建設業連合会中部支部

支部長

古麻若

様式第1号

## 出動要請書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

愛知県 建設部長

印

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」第2条第1項に基づき、次のとおり出動を要請する。

会社名

住 所

要請の理由			
所在地	市・郡	町・村	地内・地先
摘要 (見取図等)			
担当課／担当者名	/		

## 出 動 応 諾 書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」第2条第1項に基づき、平成 年 月 日 第 号により出動要請のあったことについて応諾する。

会社名 \_\_\_\_\_

代表者役職者名 \_\_\_\_\_

印

住 所 \_\_\_\_\_

